

令和 3 年 6 月 8 日現在

機関番号：33912

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01286

研究課題名(和文) 国際テロリズムの未然防止に関する国際法枠組

研究課題名(英文) International Legal Framework on the Prevention of International Terrorism

研究代表者

皆川 誠 (MINAKAWA, Makoto)

名古屋学院大学・法学部・准教授

研究者番号：00386533

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際テロリズムを未然に防止する国際法規則を体系的に考察することを目的として研究を進め、主に(1)国際テロリズムの定義、(2)テロリズム防止における国家間情報共有、(3)テロ資金供与防止に関する国際法上の規制、(4)海上テロリズム防止、(5)国際的な通信活動におけるサイバーテロリズムの防止について有益な成果を得ることができた。これにより、国際テロリズムを未然に防止するための体系的な「国際テロリズム法」の構築に向けての重要な足がかりをつくることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、これまでのテロリズムに関する先行研究では取り上げられることが少なかった、国際刑事法の適用される警察的措置を通じた国際テロリズムの未然防止における現状および将来的な課題とを一定程度明らかにすることができたという点において学術的意義があった。さらに、日本におけるテロリズムの未然防止に関する法制度上の課題をも指摘することができたという点において、本研究の実践的かつ重要な社会的意義があったと考えられる。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to systematically consider rules and regulations under international law for preventing international terrorism. As a result, this study obtains useful results mainly on (1) definition of international terrorism, (2) sharing of information between states for preventing terrorism, (3) regulations under international law for the prevention of terrorist financing, (4) prevention of maritime terrorism, and (5) prevention of cyber terrorism in international communication activities. Through these results, this study has provided an important foothold for the establishment of systematic "international terrorism law" to prevent international terrorism.

研究分野：国際法学

キーワード：国際テロリズムの未然防止 テロリズムの定義 テロリズム防止における国家間情報共有 テロ資金規制 海上テロリズム防止 サイバーテロリズム防止

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

国際テロリズムは、**1960～70年代**の脱植民地化の文脈において、主として民族解放団体が植民地支配および外国による占領ならびに人種差別体制に対して抵抗する闘争手段として用いられた。「ある者にとってのテロリストは他の者にとっては自由の戦士である (one man's terrorist is another man's freedom fighter)」といわれたように、テロリズムの国際法的規制に関する議論は国際社会を二分し、テロの犯罪的性質を強調し重大な国際犯罪として厳罰・必罰すべきと主張する国と、テロの政治的動機を強調し民族解放団体の刑事免責や犯罪人引渡の拒否を主張する国とに分断されていた。そのため、国際法においても「テロリズム」の一般的に合意可能な定義は存在していなかった。

このような法状況において国際社会は、包括的に「テロリズム」を対象とするのではなく、ハイジャック、シージャック、人質行為、爆弾テロ、要人暗殺といったように犯罪を個別化して、それらに対処するテロ関連諸条約を作成してきた。国際テロリズムに関する国際法は、これら個別の条約(犯罪)に焦点を当て、テロ容疑者が当該犯罪につき刑罰を科されない国(**safe haven**)に逃亡することによって処罰を免れる抜け穴を防ぐための「引渡か処罰かの義務」を通じて、テロリストを事後に処罰する国際協力の法制度であった。これに対し、国際テロリズムを未然に防止するための国際法は、国家管轄権や海洋法、国際電気通信法、国際人権法、安全保障法など各分野の一般国際法をテロリズムに当てはめる形で分野別に断片的に検討がなされているに過ぎない。世界的に権威ある国際法の教科書である **Ian Brownlie, *Principles of Public International Law*, 7th ed. (Oxford University Press, 2008), p. 745** が指摘するように「国際法において体系的な『国際テロリズム法』は存在していない」のである。

こうした法状況は、**2001年9月11日**の米国同時多発テロ事件(**9.11事件**)を契機として変化しつつある。**1980年代**までに多くの植民地が独立を達成したことも相まって、現代の国際テロリズムは、動機による正当化が困難な事案が多く、国際社会において必罰の対象となるとの合意が形成されつつある。これに伴い、国際法学においても、たとえば旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所の初代所長を務めた **Antonio Cassese** が指摘するように「国際社会においてテロリズムの一般的に合意可能な定義に関する広範なコンセンサスが形成されつつある (**Antonio Cassese, *International Criminal Law*, 2nd ed. (Oxford University Press, 2008), p. 163**)」。

しかしながら、**9.11事件**後のテロリズムに関する国際法研究は、いわゆる「対テロ戦争」の文脈におけるテロ組織構成員に対する軍事的措置(無期限抑留、敵対行為など)を考察対象とし、武力紛争法の解釈適用における対テロ措置の合法・違法を評価することが中心課題とされている。また、当該研究も国際テロリズムの事後処罰(事後対応)を対象としていることから、テロの未然防止に関する体系的な「国際テロリズム法」は未だ構築されていないといえる。

2. 研究の目的

以上の先行研究と比較して、本研究は、国際テロリズムを未然に防止するための体系的な「国際テロリズム法」を構築することを目的とした。

最近のテロ事案は「一定の目的のために、ソフト・ターゲットを標的とし、人口密集地帯で実行される大規模な犯罪行為」であることに特徴がある。**2013年4月**のボストン・マラソン爆弾テロ、**2015年11月**のパリ同時多発テロ(国際親善試合中のサッカースタジアムも標的とされた)、**2017年**のマンチェスター劇場テロ等に鑑みると、東京五輪・パラリンピックの開催を控える日本も例外ではなく、市民生活の安全の観点からもテロの未然防止が強く求められている。そのため、国際テロリズムの未然防止に関する体系的な「国際テロリズム法」の全容を解明する必要があるものと考えた。

さらに、本研究は、以上の国際法学の観点からの考察を通じて、東京五輪・パラリンピックを控える日本の国内刑事立法政策への指針を提供することも目的とした。とりわけ、近年のテロ事案はアルカイダやイスラム国(**IS**)のように、組織が柔軟性を有しているために構成員を容易に特定できないという特徴があり、諸外国では組織構成員ではないテロ「嫌疑者」のテロ準備行為を立証するための捜索活動や情報収集が行われている。本研究では、こうした刑事法的側面について、国内刑事法の示唆をもとに国際法学の精緻化を図るのみならず、外国法も参照しつつ、将来の国内刑事立法政策への指針を提供することも視野に入れた上で研究を進めることとした。

3. 研究の方法

本研究は、**9.11事件**後のテロリズムに関する国際法研究に見られるような、武力紛争法の適用される「対テロ戦争」における軍事的措置を通じた事後対応を考察対象とするのではなく、国際刑事法の適用される警察的措置を通じた未然防止を考察対象としている。また、近年のテロ事案を念頭に置くと、臨海部の海上テロリズム防止、交通・通信システムの集中する大都市圏におけるサイバーテロリズム防止、外国人テロ嫌疑者の入国阻止やテロ計画段階での捜査のための国家間での情報共有、国内でのテロ活動を断つためのテロ資金規制、一度テロが発生した場合にテロ再発や模倣テロを防止するための緊急事態条項(国際人権法におけるデロゲー

ション条項)といった事項が具体的事項として浮かび上がってくる。これらは相互に密接に関連するため、それぞれを専門分野とする者が共同研究を行うことによって、伝統的なテロ関連諸条約の個別的分析を超えて、テロを未然に防止するための体系的な「国際テロリズム法」の構築を目指して研究を進めることとした。

具体的な研究事項としては、ソフト・ターゲットを標的とし、人口密集地帯で実行される大規模な犯罪行為という近年のテロ事案において問題となりうる、テロリズムの定義、国家間情報共有、テロ資金規制、緊急事態、海上テロリズム防止およびサイバーテロリズム防止について国際法上の分析と議論を行う。について、伝統的に国際法上「テロリズム」の定義は存在せず、現在においても合意形成が進行中であるところ、各国国内法においても統一的な定義は存在していない。日本におけるテロの未然防止を検討する出発点として、「テロリズム」の定義を明らかにすることが先決である。は、あらゆるテロと関連する総論的・手続的論点として、日本に適用可能な諸外国の国家実行を踏まえつつ、対テロ防止のための国際法枠組を明らかにする。は、東京五輪・パラリンピックのような大規模イベントの実施を見据えた各論的・実体的論点として、海上テロリズムとサイバーテロリズムについて、従来の事後対応ではなく事前防止の観点から各テロに関する国際法の枠組みと課題とを明らかにする。これらの論点は相互に密接に関係しているため、各個別研究を連携・共同させることによって体系的な「国際テロリズム法」の構築を目指すこととする。同時に、国際テロリズム法の国内刑事法による精緻化および国内刑事法への影響について考察する。

4. 研究成果

本研究では、国際テロリズムを未然に防止する国際法規則を体系的に考察することを目的として研究を進めてきたが、予定していた研究事項のうち、主に下記の論点について一定の成果をあげることができた。すなわち、(1)国際テロリズムの定義、(2)テロリズム防止における国家間情報共有、(3)テロ資金供与防止に関する国際法上の規制、(4)海上テロリズム防止、(5)国際的な通信活動におけるサイバーテロリズムの防止、である。これらの研究成果を通じて、本研究は、これまでのテロリズムに関する先行研究では取り上げられることが少なかった、国際刑事法の適用される警察的措置を通じた国際テロリズムの未然防止に関する国際法上の枠組みの一端を明らかにすることができた。加えて、東京五輪・パラリンピック等大規模イベントを控えた(6)日本におけるテロリズムの未然防止に関する法制度上の課題も指摘することができた。これにより、体系的な「国際テロリズム法」の構築に向けて、重要な学術的および実践的な知見を得ることができた。

(1) 国際テロリズムの定義

国際社会において「テロリズム」の定義を確定するにあたり、その議論の要諦は 自決権のための闘争と 国家テロリズムをどのように扱うのか、の 2 点にあり、この 2 つの課題の解決に関する合意形成がどのように図られるかがきわめて重要な論点であることが認識されている。しかし、これらの課題を別とすれば、いかなる行為を国際法上「テロ行為」とし、当該行為を犯罪行為と規定するかについて国際社会の合意形成は概ね図られてきていると考えることもできる。本研究では、こうした中、国際社会においてテロリズムを定義する要素として、普通犯罪とテロリズム犯罪とを峻別する要素としての実行行為者の「政治的動機」の位置づけに着目し、国際社会における議論の動向を一定程度明らかにするという点において有益な成果が得られた。

テロリズムにおける「政治性」の要素は当初、テロ行為の実行者により当該行為の政治性が強調されることによって政治犯不引渡原則と強く結びつけられ、テロリズムの実効的な防止・処罰の観点からは不利に働くものとされてきた。しかし、その後のテロリズムの過激化に伴い、国際社会は、引渡しの際にテロリズム犯罪を政治犯罪とはみなさないとする規則を設けることによってテロ行為の処罰を確保しようとするテロリズムの「非政治化」の動きを進めた。そして、近年は、テロリズムにおける政治的動機・目的の要素をむしろ強調し、テロリズムと「政治性」の要素を積極的に結びつけることでテロリズムへの実効的な対応を図ろうとする認識が見られることが本研究の分析によって明らかとなった。こうした見解には議論はあるが、未だ一般的な合意が得られていない国際テロリズムの定義に関する議論を収束させるという観点からは、注目すべき動向と考えることができよう。

(2) テロリズム防止における国家間情報共有

国際的なテロリズムを防止するにあたっては、特定の過激派組織の情報だけでなく、テロにつながる可能性の高い犯罪歴を持つ者など、テロリスト予備軍とされる人物を特定する情報等も含めて、刑事上の情報を諸外国と共有し、情報の分析の質を向上させることが不可欠であるが、本研究では、国家間情報共有に関し、主に国連安保理決議および欧州連合(EU)における情報共有の枠組みを検討することを通じて有益な成果が得られた。

9.11 事件の直後に採択された安保理決議 **1373** はテロリズム関連情報の交換方法の強化・促進を国連加盟国に求めたが、同決議に基づく加盟国の義務は安保理決議 **1535** により設立された反テロリズム委員会(CTC)の下部機関である反テロリズム委員会執行局(CTED)が作成した「安保理決議 **1373** の履行のための技術的ガイド」に明らかであり、ここでは情報共有システムの基盤整備を行うことが強調されている。そして、共有すべき情報の範囲については、その後採択された安保理決議(**2178**、**2199**)において、外国人テロリスト戦闘員の移動に関する情報や武器

取引に関するテロリストの活動情報が含まれるなど、徐々に特定化されてきていることが明らかとなった。

欧州では、EU 創設以前から数々のテロリズム対策を行ってきたにもかかわらず、重大なテロリズム事件を防ぐことができなかった。本研究では、欧州における「人の自由な移動」を確保するための情報交換システムとして導入されたシェンゲン情報システム (SIS) の第 2 世代 (SIS II) 導入の経緯等を検討することによって、その要因が、テロリズム対策が警察・刑事司法協力として位置づけられることで第 1 次的には各国の権限内にあるものとされ、各国が保有するテロ関連情報の取扱いについても主権の範囲の問題として理解されてきたことにあることを明らかにすることができた。

(3) テロ資金供与防止に関する国際法上の規制

テロ資金規制については、1999 年にテロ資金供与防止条約が採択されており、同条約は、9.11 事件の発生を受けて多くの国が国内法整備を進めた結果 2002 年 4 月に発効したものと理解されているが、同条約の批准の推進力となったのは、安保理決議 1373 および金融活動作業部会 (FATF) の勧告であると考えられる。本研究では、この FATF 勧告の履行確保に着目し分析を行うことで有益な成果が得られた。

FATF 勧告には法的拘束力はないが、各国は勧告を守るべくマネー・ローンダリングやテロ資金の規制に関する国内法整備を進めるのみならず、その実効性確保のために努力しており、勧告は国家の行動指針となるだけでなく、私企業たる金融機関にまで規制を及ぼしている。こうした規制はすべて勧告的なものにとどめられているがゆえに規制の正当性の問題が残るが、国際通貨基金 (IMF) および世界銀行による FATF 勧告の履行実施の監視、安保理決議による FATF 勧告の履行奨励、金融機関で構成される非政府組織 (ウォルフスバーグ・グループ、バーゼル銀行監督委員会など) における監視等の基準としての FATF 勧告への依拠など、権威ある国際組織等との重層的な協働によって FATF はその正当性の確保に努めている。とりわけ、国連安保理は、1999 年の決議 1267 以降、より一般化したテロ資金対策の要請を含めており、FATF 勧告にも依拠するようになってきている。そして、多くの決議においては勧告に言及がなされるだけでなく、勧告の包括的な基準の実施が強く懇請 (urge) されている。安保理による FATF 勧告に従うことへの懇請は法的義務ではないものの、懇請に従わない行動が繰り返されるようであれば、より介入の度合いの強い決議が採択されることもありうる。本研究では、FATF 勧告が安保理決議の履行を、また安保理決議が FATF 勧告の履行を強く促しており、この相互作用を通じて、テロ資金供与防止の一層の履行確保が図られていることを明らかにすることができた。

(4) 海上テロリズム防止

日本における第 3 期海洋基本計画において、東京五輪・パラリンピック開催にあたり、海上におけるテロや犯罪行為の未然防止等の対応が可能な体制の整備が掲げられているが、なかでも注力すべきは領海内ガス田プラットフォーム等海洋構築物の安全確保であるとされる。本研究では、今後の日本における海洋開発の可能性に鑑み、この海洋構築物の観点から海上テロリズム防止に関する国際法上の枠組みおよび日本法制のあり方について分析し、有益な成果を得ることができた。

海洋構築物に対するテロリズムに対する国際的規制としては、大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書 (プラットフォーム議定書) が有用と考えられるが、同議定書は 対象犯罪が限定的であること、および 海上警察権についての規定が不十分であること、という課題を抱えていた。本研究はこれらの課題について検討し、 については 2005 年に海上航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約 (SUA 条約) を改正する際 (改正 SUA 条約) にプラットフォーム議定書を改正する議定書 (プラットフォーム改正議定書) も同時に採択され解決されたといえるが、 については、改正 SUA 条約上の犯罪に対しては海上警察権の強化がなされたが、プラットフォーム改正議定書においてはこうした強化は行われておらず、プラットフォーム改正議定書上の犯罪が行われる可能性があったとしても、沿岸国がとりうる措置は国連海洋法条約で規定される範囲内での警察権の行使に限定されることを明らかにした。

(5) 国際的な通信活動におけるサイバーテロリズムの防止

国際法上、サイバーテロリズムの定義は確立しておらず、その行為を禁止する国際条約も存在しない。しかし、本研究は、サイバーテロリズムとは新しいテロリズムを意味するものではなく、電気通信手段を用いたテロリストの新しい作戦にすぎないと理解することで、電気通信手段を用いたテロリズムの防止という観点からサイバーセキュリティ対策を検討することによって、有益な成果を得ることができた。

サイバーテロリズムの結果として通信障害を引き起こすのであれば、そのような妨害行為は国際電気通信連合 (ITU) における ITU 法 (ITU 憲章、ITU 条約、その他規則を含める現行法) において「有害な干渉」として禁止されている行為にあたる。サイバーテロリズムの防止という文脈において、ITU 法はこの「有害な干渉」の防止措置に重点を置き、登録制度、通報制度、国際監視制度を設けて履行確保を図っている。本研究の検討により、自国の電気通信に対して他国からサイバーテロリズムとしての有害な干渉を受けた場合には、ITU 加盟国は国内法令に従ってサイバー脅威に対する措置として通信の遮断・停止もその裁量で決定でき、コンピュータ・システムを断絶する電子封鎖も可能であることが明らかとなった。

また、本研究は、欧州評議会が起草した 2001 年サイバー犯罪条約についても検討を行い、サ

サイバー攻撃は国家やその主要産業のコンピュータ・システムを攪乱・麻痺させることを目的とし、サイバー犯罪およびサイバーテロリズムと比べて一般にその規模がはるかに大きく、また国家の関与が疑われると考えられるが、国家の関与するサイバーテロリズムに対して **2001** 年サイバー犯罪条約は十分に実効的に対応できるとは言い難いことを指摘した。**ITU** のハイレベル専門家グループ (**HLEG**) は、サイバー犯罪のほか「重要な情報インフラの運用に対する大量かつ同調したサイバー攻撃」を犯罪化する立法措置の必要性も指摘しており、サイバーテロリズムの防止には既存の有害な干渉禁止原則に加え、**2001** 年サイバー犯罪条約に基づいた各国の国内法整備および一連のサイバー不法行為の明確な分類基準が必要であるといえよう。

(6) 日本におけるテロリズムの未然防止に関する法制度上の課題

日本におけるテロリズムの未然防止に関する法制度上の課題については、とりわけ上記の論点に関わっていくつかの点が指摘できる。テロリズム防止における国家間情報共有については、**EU** という超国家性をもつ連合体の構成国間であっても、情報の共有には主権の壁が立ちただかかっており、日本ができるだけ多くの情報を収集し共有するためには、共有すべきテロ情報の有用性について相手国と相互理解を深め、各国からの情報提供を可能とするための安全な通信システムを構築し、また収集した情報を分析する高い能力、そして分析結果を必要とする関係機関に時宜に応じて提供されることが重要であるとの指摘を行った。また、テロ資金規制に関しては、**FATF** 勧告に基づいて定期的に参加国が相互審査を行う履行確保制度が確立しているが、日本は第 **3** 次相互審査における是正勧告に対応し、金融機関等の顧客管理の内容の充実、テロ行為への物質的支援等の処罰、国内に居住するテロリストの資金の国内移動を防止するための措置、国際組織犯罪防止条約の締結に必要な国内担保法の整備を進めた。**2017** 年にはテロ等準備罪を新設するなどして国際組織犯罪防止条約の受諾書を寄託したが、**2019** 年から始まる第 **4** 次相互審査に向けて、金融機関等が自らのテロ資金供与のリスクを特定・評価し、これを実効的に低減するために当該リスクに見合った対策を講ずるリスク・ベース・アプローチの導入が課題となることを指摘した。さらに、海上テロリズムの防止についての日本法制のあり方に関しては、排他的経済水域および大陸棚に所在する海洋構築物とそれを取り囲む安全水域について、沿岸国がどの程度権限を有するのか国際法規則が明らかではない部分も少なくないが、海洋構築物とその周辺の安全水域についての権限に関する国際法規則の発展に自国の意向を反映させようとするのであれば、日本においても積極的な立法政策をとることが望ましいことを指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 広見正行	4. 巻 第119巻3号
2. 論文標題 国際法委員会「人道に対する犯罪の防止および処罰に関する条文草案」の歴史的意義と将来的課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 71-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 皆川誠	4. 巻 第57巻3号
2. 論文標題 テロリズムの定義における政治的動機要素の位置	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 名古屋学院大学論集（社会科学篇）	6. 最初と最後の頁 63-85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15012/00001291	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 吉開多一	4. 巻 第870号
2. 論文標題 日本の刑事司法に対する評価に関する一考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高屋友里	4. 巻 第11号
2. 論文標題 サイバーテロリズムの防止 通信活動における「有害な干渉禁止原則」の観点より	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田大学社会安全政策研究所紀要	6. 最初と最後の頁 63-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 尋木真也	4. 巻 第11号
2. 論文標題 テロ資金供与防止に関する国際法上の規制 金融活動作業部会（FATF）勧告の履行確保の特質	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田大学社会安全政策研究所紀要	6. 最初と最後の頁 19-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Makoto Seta	4. 巻 -
2. 論文標題 'Use of Force' under Maritime Police Law and Jus ad Bellum: Distinction between the Rules of Conduct and Norms for Judicial Proceedings	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 East-West Perspectives on International Law	6. 最初と最後の頁 350-381
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小中さつき	4. 巻 第10号
2. 論文標題 テロリズム防止における国家間情報共有の促進 2020東京オリンピック・パラリンピックの安全のために	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田大学社会安全政策研究所紀要	6. 最初と最後の頁 25-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 瀬田真	4. 巻 第10号
2. 論文標題 海上テロリズムに対する国際条約と日本法制 海洋構築物に対する規制を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田大学社会安全政策研究所紀要	6. 最初と最後の頁 49-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 広見正行	4. 巻 2019-1号
2. 論文標題 Rubin et al v. Islamic Republic of Iran et al, 138 S. Ct. 816 (2018) 国家支援テロに関する賠償判決を強制執行するための法的根拠	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 Makoto Seta
2. 発表標題 Enforcement of Laws and Regulations of Coastal States
3. 学会等名 Centre for Sustainable Ocean Policy (The University of Indonesia) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yuri Takaya
2. 発表標題 Japan 's Space Policy for "New Space "
3. 学会等名 "New Space The Statue, Prospect, Things to do " organized by Seoul Daily Economics (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高屋友里
2. 発表標題 月資源の商業利用とニュースペース 「継続的な監督」概念の再考
3. 学会等名 第64回宇宙科学技術連合講演会 (一般社団法人日本航空宇宙学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高屋友里
2. 発表標題 国際法における国連LTSガイドラインの法的意義
3. 学会等名 第64回宇宙科学技術連合講演会（一般社団法人日本航空宇宙学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高屋友里
2. 発表標題 宇宙活動に関する法規形成メカニズムの意義と課題
3. 学会等名 日本航空宇宙学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高屋友里
2. 発表標題 宇宙資源の「利用」に関する国際レジームの形成過程と法的課題
3. 学会等名 日本航空宇宙学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Taichi Yoshikai
2. 発表標題 An Overview of Actual Criminal Justice System in Japan
3. 学会等名 Thirty-Seventh International Symposium on Economic Crime, Sunday 1st September-Sunday 8th September, Jesus College, University of Cambridge: Fighting Economic Crime - a Shared Responsibility! (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 尋木真也
2. 発表標題 テロ資金供与防止に関する国際法上の規制 金融活動作業部会 (FATF) 勧告に基づく履行確保
3. 学会等名 早稲田大学社会安全政策研究所第68回定例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 広見正行
2. 発表標題 Rubin et al v. Islamic Republic of Iran et al, 138 S. Ct. 816 (2018)
3. 学会等名 日米法学会判例研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Taichi Yoshikai
2. 発表標題 Prevention of Recidivism: Trends in Japanese Criminal Policy
3. 学会等名 Daiwa Anglo-Japanese Foundation Seminar (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 吉開多一
2. 発表標題 適正かつ有効な刑事司法システムを構築するための課題と展望
3. 学会等名 早稲田大学社会安全政策研究所第69回定例研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	尋木 真也 (TAZUNOKI Shinya) (00581662)	愛知学院大学・法学部・准教授 (33902)	
研究分担者	吉開 多一 (YOSHIKAI Taichi) (00739972)	国土館大学・法学部・教授 (32616)	
研究分担者	廣見 正行 (HIROMI Masayuki) (20707541)	神戸市外国語大学・外国語学部・准教授 (24501)	
研究分担者	高屋 友里 (TAKAYA Yuri) (70625938)	東京大学・未来ビジョン研究センター・客員研究員 (12601)	
研究分担者	瀬田 真 (SETA Makoto) (90707548)	横浜市立大学・国際教養学部(教養学系)・准教授 (22701)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	小中 さつき (KONAKA Satsuki)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------